

**議案第33号 平成24年度習志野市一般会計補正予算（第7号）**

1 歳入歳出補正予算 補正前 528億9,448万4千円  
 補正額 9億6,960万円  
 補正後 538億6,408万4千円

（歳出概要） ・（仮称）袖ヶ浦こども園整備事業  
 ・防災情報通信設備整備事業

2 繰越明許費

（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	（仮称）袖ヶ浦こども園整備事業	966,600
9 消防費	1 消防費	防災情報通信設備整備事業	3,000

**議案第34号 平成25年度習志野市一般会計補正予算（第1号）**

1 歳入歳出補正予算 補正前 518億2千万円  
 補正額 △9億6,660万円  
 補正後 508億5,340万円

（歳出概要） ・（仮称）袖ヶ浦こども園整備事業

**議案第35号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

国民健康保険法施行令の改正に伴い、次の事項について改正するものです。

1 後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険料の軽減措置の拡充

(1) 国民健康保険（以下「国保」といいます。）の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、加入していた国保世帯の加入者が1人となる場合があります。このような場合に、保険料のうち世帯ごと均等にかかる「世帯別平等割」について、1人となった世帯の者の負担を軽減する措置が設けられています。

この軽減措置を、次のように拡充するものです。

	現行	改正後	
期間	移行後5年間	移行後 5年間	<u>移行後 6年から8年まで</u>
軽減割合	2分の1	2分の1	<u>4分の1</u>

(2) 国保においては、次に示す計算方法により判定を行い、該当する世帯の保険料を減額しています。

この計算方法では、判定の対象とする人数が多いほど保険料が減額され易くなります。現行では、国保から後期高齢者医療制度に移行した者について、「移行後5年間」はこの対象とする人数に含めることとしています。

この措置について、「移行後5年間」という期限を廃止し、恒久的な措置とします。

**計算方法** ①<②の場合、保険料が減額になります。

① 世帯主、国保加入者及び後期高齢者医療制度に移行した者の所定の所得金額

② (35万円 ×  $\left[ \frac{\text{減額措置の判定対象とする人数}}{\text{(国保加入者の数} + \text{後期高齢者医療制度移行者の数)}} \right] + 33\text{万円}$ )

↑  
移行後5年間に限り対象とする。⇒期間制限なし

(施行期日)

平成25年4月1日から施行します。